第二十八条第一項中「救急自動車に搭乗する救急隊の隊員」を「消防法施行令第四十四条第一項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する救急隊員」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第三項」を「並びに第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「救急隊の隊員」を「救急隊員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「救急隊の隊員」を「救急隊員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　消防法施行令第四十四条第二項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する隊員の数は、救急隊員二人及び准救急隊員一人とする。

第三十三条第一項及び第二項中「救急隊の隊員と」を「救急隊員と」に改める。

第三十四条第二項中「救急隊の隊員」を「救急隊員」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第四項の規定に基づき、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月八日

消防庁長官　青木　信之

第五条第一項中「救急科」の下に「、准救急科」を加え、同条第二項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　准救急科　次に掲げるもの

イ　救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。

ロ　応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。

ハ　応急処置に必要な技能を十分に発揮できること。

ニ　救急用器具及び材料を十分に取り扱うことができること。

附則第二条中「消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条」を「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第四号）の規定による改正前の消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下この条において「旧令」という。）第五十一条」に、「同令第五十一条の二」を「旧令第五十一条の二」に改める。

別表第一七を別表第一八とし、別表第一六の次に次の表を加える。

7　准救急科

教科目	単位時間数
救急業務及び救急医学の基礎	15
応急処置の総論	42
病態別応急処置	15
特殊病態別応急処置	
実習及び行事	20
計	92

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第十九号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第四十三条の規定に基づき、及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）を実施するため、ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程を次のように定める。なお、平成二十六年経済産業省告示第百十号（ソフトウエア等脆弱性関連情報取扱基準）は、廃止する。

平成二十九年二月八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程

第１　総則

１　目的

本規程は、サイバーセキュリティの確保のため、ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報を取り扱う者に推奨する行為を定めることにより、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定又は多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、これらへの対策を講じ、もって情報の適切な流通の促進を図り、経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

２　趣旨

本規程は、ソフトウエア製品及びウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報等の取扱いに必要な事項を定めるものとする。

３　定義

本規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)　ソフトウエア製品

ソフトウエア又はそれを組み込んだハードウエアであって、汎用性を有する製品をいう。

(2)　ウェブアプリケーション

インターネット上のウェブサイトで稼働する固有のシステムをいう。

(3)　脆弱性

コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等の攻撃によりその機能や性能を損なう原因となり得る安全性上の問題箇所（ウェブアプリケーションにあっては、アクセス制御機能により保護すべき情報等に不特定又は多数の者がアクセスできる状態を含む。）をいう。

(4)　脆弱性情報

脆弱性の性質及び特徴を示す情報をいう。

(5)　脆弱性関連情報

次に掲げるものをいう。

①　脆弱性情報

②　脆弱性が存在することを検証する方法

③　脆弱性を悪用するプログラム、指令又はデータ及びそれらの使用方法

(6)　コンピュータウイルス

コンピュータウイルス対策基準（平成７年通商産業省告示第429号）２．(1)に規定する「コンピュータウイルス」をいう。

(7)　コンピュータ不正アクセス

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第２条第４項に規定する「不正アクセス行為」をいう。

(8)　発見者

脆弱性関連情報を発見又は取得した者をいう。

(9)　受付機関

脆弱性関連情報の届出を取り扱う機関（ソフトウエア製品に係る届出を取り扱う場合にあっては、調整機関と製品開発者との間の公表に係る調整が不可能な脆弱性情報について、公表の可否の判定を行うものに限る。）として、経済産業大臣の定めるものをいう。